

## 直接預託LG契約に関する取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、取引証拠金等に関する規則（以下「規則」という。）第37条の6の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「直接預託LG契約」とは、商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第179条第8項において準用する法第103条第8項に定める契約をいう。

2 この要綱において「預託の猶予」とは、法第179条第8項において準用する法第103条第9項の規定により、直接預託LG契約の効力の存する間に限り、法第179条第1項第1号イ（清算参加者が自己の計算において指定商品市場における取引を行う場合に限る。）、ロ及びニ並びに同項第2号イ（清算参加者がその委託をした非清算参加者の計算において商品清算取引を行う場合に限る。）、ロ及びニにおいて当社に預託されることとなっている金額に相当する取引証拠金の全部又は一部について、預託を猶予することをいう。

3 この要綱において「銀行等」とは、商品先物取引法施行規則（平成17年農林水産省・経済産業省令第3号。以下「省令」という。）第45条の3において準用する省令第44条第1項に規定する銀行等をいう。

4 この要綱において「委託者等」とは、委託者、取次委託者、清算取次委託者、清算取次者に対する委託者をいう。

5 この要綱において「代理人」とは、預託の猶予を受けようとするものが非清算参加者である場合は省令第72条第1項第3号に定める者、委託者である場合は同項第1号に定める者、取次委託者である場合は同項第2号に定める者、清算取次委託者である場合は同項第4号に定める者、清算取次者に対する委託者である場合は同項第5号に定める者をいう。

### (契約書)

第3条 清算参加者、非清算参加者又は委託者等が銀行等との間で直接預託LG契約を締結する際の契約は、「直接預託LG契約に係る契約書（別紙1）」（以下「契約書」という。）によらなければならない。

### (複数銀行の場合の契約内容)

第4条 契約書には、法及び省令において規定する事項の他、清算参加者、非清算参加者又は委託者等が複数の銀行等との間で直接預託LG契約を締結した場合において当社の指示に応じて預託することとなる金額（以下「当社指示額」という。）について、当社指示額がそれぞれの銀行等の契約預託金額（直接預託LG契約第2条の契約預託金額をいう。以下同じ。）の合計額を下回る場合は、それぞれの銀行等に係る当社指示額がそれぞれの銀行等に係る契約預託金額に応じて按分される旨の規定が盛り込まれていなければならないものとする（円未満は切り捨てるものとする。）。ただし、その規定にかかわらず、当社は、その按分によらずに特定の銀行等に対し預託を請求することができる。

#### **(承認申請書の提出)**

第5条 清算参加者、非清算参加者又は委託者等は、銀行との間において直接預託LG契約を締結、変更又は解除しようとするときは、預託の猶予、契約の変更並びに解除を当社から受けようとする営業日の属する月の前月1日（休日の場合は、その前営業日）までに、次の各号に掲げる事項及びその他必要な事項を記載した承認申請書（締結の場合にあっては別紙2、変更の場合にあっては別紙3、解除の場合にあっては別紙4）を当社に提出しなければならない。

- (1) 契約の締結、変更又は解除をしようとする相手方である銀行等の商号又は名称
  - (2) 当該契約の内容
  - (3) 非清算参加者又は委託者等が当該契約を締結、変更又は解除しようとする場合にあっては、代理人が承諾したことを証する書面
  - (4) 非清算参加者又は委託者等が当該契約を締結しようとする場合にあっては、代理人との間における清算方法について記載した書面
- 2 清算参加者が清算資格の喪失により、契約を解除するときは、前項の規定にかかわらず、前項に掲げる必要書類を遅滞なく届け出るものとする。

#### **(承認又は不承認の通知)**

第6条 当社は、前条の申請書の提出を受けた場合は、承認又は不承認の別及びその他必要な事項を「直接預託LG契約に関する承認通知書（別紙5）」又は「直接預託LG契約に関する不承認通知書（別紙6）」により、清算参加者、非清算参加者又は委託者等に対し通知するものとする。

#### **(契約の届出)**

第7条 清算参加者、非清算参加者又は委託者等は、規則第37条の2第1項の規定により直接預託LG契約を締結したとき、変更契約を締結したとき又は解除契約を締結したときは、規則第37条の4第1項に定める書類及び次の各項に掲げる書類を当社に届け出なければならない。

2 直接預託LG契約を締結した場合にあっては、以下の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 直接預託LG契約の締結に係る届出書（別紙7）
- (2) 届出書提出日前三月以内に作成された銀行等の代表取締役の印鑑証明書
- (3) 直接預託LG契約に関する状況報告書（別紙10）

3 変更契約を締結した場合にあっては、以下の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 直接預託LG契約の変更に係る届出書（別紙8）
- (2) 直接預託LG契約に係る変更契約証書の写し（銀行等の代表取締役印が押印された証明書が付属したものとする。）
- (3) 直接預託LG契約に関する状況報告書（別紙10）

4 解除契約を締結した場合にあっては、以下の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 直接預託LG契約の解除に係る届出書（別紙9）
- (2) 直接預託LG契約の解除合意書の写し
- (3) 直接預託LG契約に関する状況報告書（別紙10）

#### **(届出の受理)**

第8条 当社は、前条第2項の規定による届出を受理したときは、「直接預託LG契約に関する確認通知書」（別紙11）により、当該届出を受理したこと及びその他必要な事項を清算参加者、非清算参加者又は委託者等に通知するものとする。

#### **(非清算参加者又は委託者等である場合の申請等)**

第8条の2 非清算参加者又は委託者等は、第5条に定める申請、第7条に定める届出及び第11条に定める通知を行おうとするときは、その代理人を通じて行わなければならない。

2 当社は、非清算参加者又は委託者等に対し第6条及び第8条に定める通知を行うときは、当該非清算参加者又は委託者等の代理人を通じて行うものとする。

#### **(届出の期限)**

第9条 第7条第1項の届出は契約の種類にかかわらず、当該契約の開始日、変更日又は解除日の5営業日前までに当社に届け出なければならない。

#### **(届出がない場合の取扱い)**

第10条 清算参加者、非清算参加者又は委託者等は、第7条第1項の規定による直接預託LG契約の当社への届出を、前条に定める期限までに行わない限り、取引証拠金の預託の猶予、契約の内容の変更及び契約の解除の適用を受けることができない。

#### **(契約の更新)**

第11条 清算参加者、非清算参加者又は委託者等は、契約期間の満了に伴い契約を更新する場合は、現契約の契約期間満了日の属する月の前月1日（休日の場合は、その前営業日）までにその旨を通知するとともに、第5条及び第7条の規定による必要な手続きをとらなければならない。

2 更新契約開始日の5営業日前までに再契約の届出がない場合は、契約期間の満了に伴う再契約がなされないものとみなす。

#### **(契約の終了)**

第12条 清算参加者、非清算参加者、委託者等又は銀行等は、契約期間の満了により契約を終了する場合は、現契約の契約期間満了日の1か月前（休日の場合は、その前営業日）までに「直接預託LG契約の期間満了に伴う通知」（別紙12）により当社に通知しなければならない。

#### **(銀行等からの通知)**

第13条 清算参加者、非清算参加者又は委託者等は、直接預託LG契約を複数の銀行等との間で締結している場合、銀行等から契約預託金額を限度として預託猶予額の通知請求があったときは、これに応じなければならない。

#### **(当社に対する代理人の預託指示要請)**

第14条 代理人は、非清算参加者又は委託者等について支払いの停止又は破産手続、民事再生手続、会社更生手続若しくは特別清算手続の開始の申立があったときは又は代理人に対する債務を弁済しないときは、当社が非清算参加者又は委託者等と直接預託LG契約を締結した銀行等又は当該非清算参加者又は委託者等に対し所要の取引証拠金に相当する金額又は規則第37条の4第2項の規定により預託を猶予した取引証拠金を当社に預託すべき旨を指示するよう、当社に対し要請することができる。

2 代理人（取次者及び清算取次者を除く）は、取次者又は清算取次者につい

て支払いの停止又は破産手続、民事再生手続、会社更生手続若しくは特別清算手続の開始の申立があったときは、委託者等と直接預託LG契約を締結した銀行等又は委託者等に対し所要の取引証拠金に相当する金額又は規則第37条の4第2項の規定により預託を猶予した取引証拠金を当社に預託すべき旨を指示するよう、当社に対し要請することができる。

- 3 当社は、前2項に基づく要請があった場合、指示すべき事由があると認めるときは預託すべき旨を指示するものとする。

## 附 則

この要綱は、平成22年7月1日から実施する。

## 附 則

- 1 第2条（定義）、第3条（契約書）、第4条（複数銀行の場合の契約内容）、第5条（承認申請書の提出）、第6条（承認又は不承認の通知）、第7条（契約の届出）、第8条（届出の受理）、第10条（届出がない場合の取扱い）、第11条（契約の更新）、第12条（契約の終了）及び第13条（銀行等からの通知）の変更規定並びに第8条の2（非清算参加者又は委託者等である場合の申請等）及び第14条（代理人の預託指示要請）の新設規定は、平成23年1月1日から実施する。
- 2 直接預託LG契約に係る契約書及びその他別紙の変更規定は平成23年1月1日から実施する。なお、当該変更は、実施日以降の契約に適用するものとする。

## 附 則

「直接預託LG契約に係る契約書（別紙1）」の変更規定は、平成25年8月29日から実施する。ただし、当該変更は、実施日以降に締結する契約に適用するものとする。

## 附 則

第7条（契約の届出）及び別紙の変更規定は、平成26年6月13日から実施する。ただし、変更前の別紙により手続中の場合は、なお従前の例によることができる。

## 附 則

「直接預託LG契約に係る契約書（別紙1）」の変更規定は、平成30年5月8日から実施する。

[別紙1]

直接預託LG契約に係る契約書

平成 年 月 日

(甲) 住 所	○○○○○○○○○○○○○○○
名 称	○ ○ ○ ○ ○
代表者氏名	○ ○ ○ ○ ○ ㊟
(乙) 住 所	○○○○○○○○○○○○○○○
名 称	○ ○ ○ ○ ○
代表者氏名	○ ○ ○ ○ ○ ㊟

○○○○○（以下「甲」という。）と ○○○○○（以下「乙」という。）とは、商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第179条第8項において準用する法第103条第8項の規定に基づき、甲が株式会社日本商品清算機構（以下「機構」という。）の指示に応じて機構が定める取引証拠金等に関する規則及び直接預託LG契約に関する取扱要綱に従い、乙のために所要の取引証拠金を機構に預託することを委託する旨の契約（以下「直接預託LG契約」という。）を、下記のとおり締結する。

記

（総 則）

第1条 乙は、甲が法第179条第8項において準用する法第103条第11項の規定に基づく機構の指示を受けたときは、この契約において機構に預託される金額（以下「契約預託金額」という。）を限度として、乙のために当該指示に係る期日迄に当該指示に係る額（以下「機構指示額」という。）の取引証拠金を機構に預託すべきことを甲に委託し、甲は、これを承諾した。

（契約預託金額）

第2条 契約預託金額は、金○○○○○○○円とする。

（契約期間）

第3条 この契約の有効期間は、平成 年 月 1日から平成 年 月 日迄の1年間とする。

(取引証拠金の預託)

第4条 甲は、法第179条第8項において準用する法第103条第11項の規定に基づく機構の指示を受けたときは、契約預託金額を限度として、乙のために当該指示に係る期日迄に機構指示額の取引証拠金を機構に預託する。

2 甲は、前項の甲の債務と甲が乙に対して有する債権とを相殺することはできないものとする。

3 乙が、甲以外の銀行等（商品先物取引法施行規則（平成17年農林水産省・経済産業省令第3号）第44条第1項の「銀行等」をいう。以下同じ。）との間で、直接預託LG契約を締結している場合の機構に預託する金額の負担割合は、甲を含めた銀行等の契約預託金額の合計額に応じて按分されたものとする（円未満は切り捨てるものとする。）。ただし、機構が特定の銀行等に対し、按分によらず第1項に基づき預託を請求することを妨げない。

(証明書の発行)

第5条 甲は、乙が機構に対し、法第179条第8項において準用する法第103条第8項の届出をするために、この直接預託LG契約が締結されたことの証明書を発行し、乙に交付する。

(機構への届出)

第6条 乙は、この契約を締結したときは、遅滞なく機構に前条の証明書を添えて、この契約を締結した旨を届け出る。

(償 還)

第7条 甲が機構に取引証拠金を預託したときは、乙は甲に対し、直ちに取引証拠金預託金及びこれに要した費用を償還するものとする。

2 前項の費用には、乙に対する債権の実行又は保全のために要した費用も含む。

(事前償還)

第8条 乙について次の各号の事由が1つでも生じた場合には、乙は第4条第1項の取引証拠金の預託前であっても、甲からの通知催告等の有無にかかわらず、甲に対し契約預託金額をあらかじめ償還すべき債務を負い、直ちにこれを弁済する。

(1) 支払いの停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは、特別清算手続開始の申立があったとき。

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

(3) 乙又は保証人の預金その他の甲に対する債権について仮差押、保全差押又は差押の命令、通知が発送されたとき。

(4) 住所変更の届出を怠るなど乙の責めに帰すべき事由によって甲に乙の所在が不明になったとき。



2 次の各号に掲げる場合には、乙は、甲の請求によって、前項と同様、あらかじめ償還債務を負い直ちに弁済する。

- (1) 乙が債務の一部でも履行を遅滞したとき。
- (2) 担保の目的物について差押又は競売手続の開始があったとき。
- (3) 乙が甲との取引約定に違反したとき。
- (4) 保証人が前項又は本項の各号の一にでも該当したとき。
- (5) 前各号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

3 甲が、前2項により求償権を行使する場合には、乙は民法第461条に基づく抗弁権を主張しないものとし、償還債務について担保がある場合にも同様とする。

ただし、乙が償還債務を履行した場合には、第4条第1項の定めにかかわらず、甲は直ちに、機構指示額の取引証拠金を機構に預託するものとする。

(保証料、損害金等)

第9条 乙は、甲に対し、この契約にかかる保証料として、契約預託金額に対し、年パーセントの割合で金員を支払う。

2 保証料の支払い方法は、第3条の有効期間の初日から終了（解除による場合も含む。）の日まで、一括又は か月毎の前払いとし、原則として、乙の指定する預金口座より自動振替により引き落とす。

3 乙が甲に対する債務を履行しなかったときは、支払うべき金額に対し、年パーセントの割合による損害金を支払う。この場合の計算方法は1年を365日とする日割計算とする。

(差引計算)

第10条 乙がこの契約に基づく債務を履行しなければならないときは、その債務と乙の預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも甲は相殺することができる。

2 前項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、保証料、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、利率、料率は甲の定めるところによる。

(充当の指定)

第11条 弁済又は前条による差引計算の場合、乙の債務全額を消滅させるに足りないときは、甲が適当と認める順序方法により充当することができ、その充当に対し、乙は異議を述べない。

(契約の解除及び変更)

第12条 甲乙は、この契約の効力が継続する間は、機構の承認を受けた場合を除き、この契約に係る機構に対する義務を解除又は変更することはできない。

(契約の終了)

第13条 乙は、第3条に定める契約の有効期限の満了に伴い、この契約を終了する場合は、契約期間満了日の1か月前（休日の場合は、その前営業日）までに、その旨を機構に通知をするものとする。

(届出事項の変更)

第14条 乙は、印章、名称、商号、代表者、住所その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって届け出る。

2 前項の届出を怠ったため、甲からなされた通知又は送付された書類等が延着し、又は到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものと見なす。

(契約の効力)

第15条 この契約の有効期間内に法第179条第8項において準用する法第103条第11項の規定する機構の指示の原因となる商品市場における取引の公正を確保するための必要となる事由が生じたときは、この契約の有効期間経過後1か月の間、機構は第4条第1項の指示をすることができるものとし、この契約は指示に基づく甲の預託が終了するまで効力を延長するものとする。

(合意管轄)

第16条 この契約に関して、訴訟の必要が生じた場合には、甲の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

(証明書)

契 約 締 結 証 明 欄	直 接 預 託 L G 契 約 に 係 る	<p>この直接預託LG契約が締結されていることを証明します。</p> <p>商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第179条第8項において準用する同法第103条第8項の規定に基づき、この契約の定めるところに従って取引証拠金を預託いたします。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>株式会社日本商品清算機構 御 中</p> <p>住 所 ○○○○○○○○○○○○</p> <p>名 称 ○ ○ ○ ○ ○ ㊟</p> <p>代表者氏名 ○ ○ ○ ○ ○</p>
---------------------------------	---	--

(注) 第9条の保証料の計算方法及び支払方法並びに損害金の定めについては、甲と乙の合意により内容を変更することができる。

[別紙2]

平成 年 月 日

株式会社日本商品清算機構  
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○ 殿

住 所 ○ ○ ○ ○ ○  
商 号 ○ ○ ○ ○ ○  
代表者氏名 ○ ○ ○ ○ ○ 印

直接預託L G契約の締結に係る承認申請書

商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第17条第8項において準用する法第103条第8項の契約の締結を行うにあたり、承認を受ける必要があるため、申請いたします。

1. 締結をしようとする契約の相手方である銀行等（商品先物取引法施行規則（平成17年農林水産省・経済産業省令第3号）第44条第1項の銀行等をいう。）の商号又は名称

○ ○ ○ ○ 銀行株式会社 ○ ○ 支店

2. 当該契約の内容

契約預託金額：金○○○○○○○○円

契約期間：平成○○年○○月○○日から平成○○年○○月○○日まで

以 上

[別紙3]

平成 年 月 日

株式会社日本商品清算機構  
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○ 殿

住 所 ○ ○ ○ ○ ○  
商 号 ○ ○ ○ ○ ○  
代表者氏名 ○ ○ ○ ○ ○ 印

直接預託L G契約の変更に係る承認申請書

平成 年 月 日をもって届け出ました商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第179条第8項において準用する法第103条第8項の契約について、下記の期日をもって契約を変更することにつき、承認を受ける必要があるため申請いたします。

記

契約変更の実施予定年月日 平成 年 月 日

契約銀行等		銀行 支店
現契約の内容	契約預託金額	金_____円
	契約期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
変更内容	新	
	旧	
変更理由		

以 上

[別紙4]

平成 年 月 日

株式会社日本商品清算機構  
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○ 殿

住 所 ○ ○ ○ ○ ○  
商 号 ○ ○ ○ ○ ○  
代表者氏名 ○ ○ ○ ○ ○ 印

直接預託LG契約の解除に係る承認申請書

平成 年 月 日をもって届け出ました商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第179条第8項において準用する法第103条第8項の契約について、下記の期日をもって契約を解除することにつき、承認を受ける必要があるため申請いたします。

記

契約解除の実施予定年月日 平成 年 月 日

契約銀行等	銀行 支店
契約預託金額	金 _____ 円
現契約の契約期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
解除理由	

以 上

[別紙5]

平成 年 月 日

〇〇〇〇株式会社  
代表取締役社長 〇〇〇〇 殿

株式会社日本商品清算機構  
代表取締役社長 〇〇〇〇

### 直接預託LG契約に関する承認通知書

平成 年 月 日をもって貴社から申請のあった直接預託LG契約の（締結・変更・解除）につきまして、下記のとおり承認しましたので、通知いたします。

#### 記

1. 契約銀行等  
銀行 支店
2. 契約預託金額  
金 円
3. 契約期間又は契約の解除予定日
4. 承認に付す条件

以 上

[別紙6]

平成 年 月 日

〇〇〇〇株式会社  
代表取締役社長 〇〇〇〇 殿

株式会社日本商品清算機構  
代表取締役社長 〇〇〇〇

### 直接預託LG契約に関する不承認通知書

平成 年 月 日をもって貴社から申請のあった直接預託LG契約の（締結・変更・解除）につきまして、下記の理由により不承認としましたので通知いたします。

### 記

不承認の理由

以 上

[別紙 7]

平成 年 月 日

株式会社日本商品清算機構  
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○ 殿

住 所 ○ ○ ○ ○ ○  
商 号 ○ ○ ○ ○ ○  
代表者氏名 ○ ○ ○ ○ ○ 印

直接預託L G契約の締結に係る届出書

株式会社日本商品清算機構の指示に応じて当社のために取引証拠金が預託される旨の契約を銀行等と締結いたしましたので、商品先物取引法施行規則（平成17年農林水産省・経済産業省令第3号）第45条の3において準用する同施行規則第45条の2第2項の規定に基づき、契約書の写しその他必要書類を添えてお届けいたします。

契約銀行等	銀行 支店
契約預託金額	金 _____ 円
契約期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
契約内容	添付「直接預託L G契約に係る契約書」 記載の契約内容どおり

以 上



[別紙 8]

平成 年 月 日

株式会社日本商品清算機構  
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○ 殿

住 所 ○ ○ ○ ○ ○  
商 号 ○ ○ ○ ○ ○  
代表者氏名 ○ ○ ○ ○ ○ 印

直接預託L G契約の変更に係る届出書

平成 年 月 日をもって承認を受けました契約内容の変更につきまして、  
下記のとおり商品先物取引法施行規則（平成17年農林水産省・経済産業省令  
第3号）第45条の3において準用する同施行規則第45条の2第2項の規定  
に基づき銀行等との間において変更契約を締結しましたのでお届けいたします。

記

契約変更実施日 平成 年 月 日

変更する内容	
新	
旧	

以 上

[別紙 9]

平成 年 月 日

株式会社日本商品清算機構  
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○ 殿

住 所 ○ ○ ○ ○ ○  
商 号 ○ ○ ○ ○ ○  
代表者氏名 ○ ○ ○ ○ ○ 印

直接預託L G契約の解除に係る届出書

平成 年 月 日をもって承認を受けました直接預託L G契約につきまして  
銀行等との間において契約を解除することとしましたので商品先物取引法施行  
規則（平成17年農林水産省・経済産業省令第3号）第45条の3において準  
用する同施行規則第45条の2第3項の規定に基づきお届けいたします。

以 上



[別紙11]

平成 年 月 日

〇〇〇〇株式会社  
代表取締役社長 〇〇〇〇 殿

株式会社日本商品清算機構  
代表取締役社長 〇〇〇〇

直接預託LG契約に関する確認通知書

平成 年 月 日をもって貴社から届出のあった標記の件につきまして、下記のとおり契約が締結されたことを確認しましたので通知いたします。

記

1. 契約銀行等  
銀行 支店
2. 契約預託金額  
金 円
3. 契約期間  
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

以 上

[別紙12]

平成 年 月 日

株式会社日本商品清算機構  
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○ 殿

住 所 ○ ○ ○ ○ ○  
商 号 ○ ○ ○ ○ ○  
代表者氏名 ○ ○ ○ ○ ○ 印

直接預託L G契約の期間満了に伴う通知

平成 年 月 日付で届け出ました直接預託L G契約に係る契約について期間満了をもって終了し、再契約しないこととしましたので通知いたします。

記

現契約の内容

1. 契約日 平成 年 月 日
2. 契約銀行等 銀行 支店
3. 契約預託金額 金 円
4. 契約期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

以 上





( [別紙9] の添付書類例)

平成 年 月 日

直接預託LG契約の解除合意書

〇〇〇〇〇 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。)  
とは、平成 年 月 日付で届け出ました下記の直接預託LG契約を、平成 年  
月 日をもって解除することを合意した。

記

1. 契 約 日 平成 年 月 日
2. 契約預託金額 金 円
3. 契 約 期 間 平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで

以 上

甲 住 所  
名 称  
代表者

印

乙 住 所  
商 号  
代表者

印